

輸入食品等の安全性確保に関する意見交換会

2008. 1. 29(東京)・30(大阪)

# 中国における食品安全管理体制 (残留農薬検査を中心にして)

(株)アジア食品安全研究センター  
青島中検誠譽食品検測有限公司 佐藤元昭

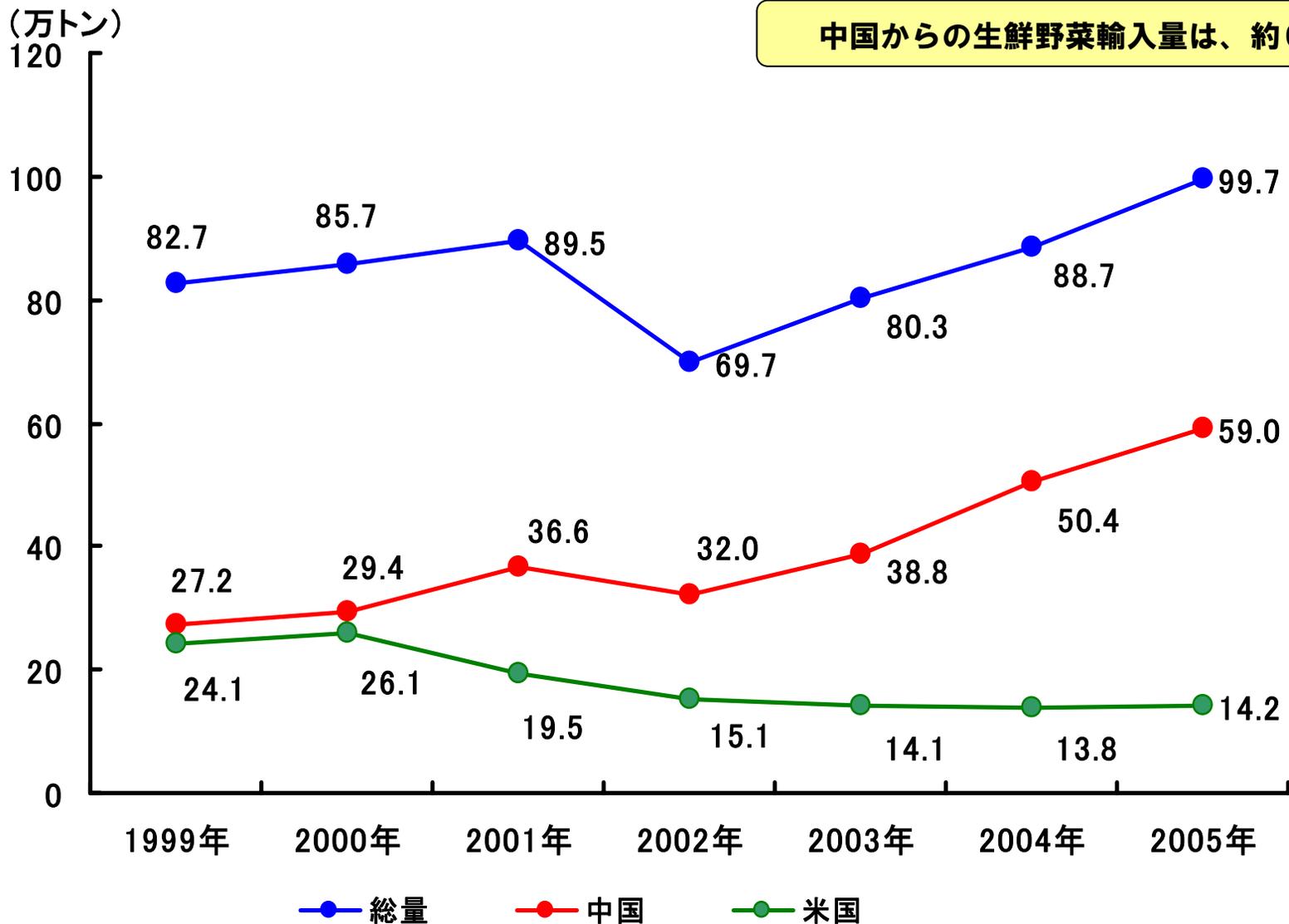






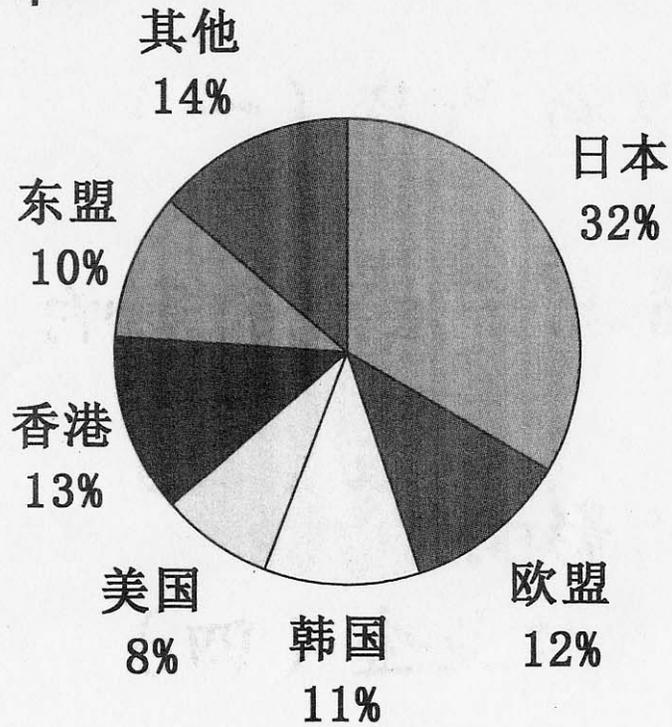
# 生鮮野菜の輸入量の推移

中国からの生鮮野菜輸入量は、約6割

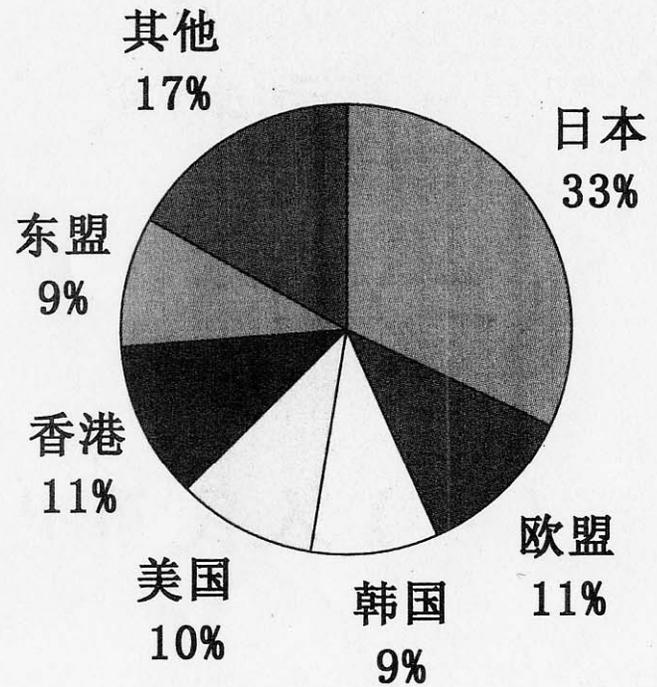


(農林水産省 農林水産物輸出入概況2005<sup>5</sup>より)

# 农产品出口市场结构



2000年



2004年

## 中国産冷凍ほうれん草の残留農薬問題の経緯

日付	動向
2002年3月16日	民間団体が、中国産冷凍ほうれん草から基準値を超えるクロルピリホスを検出したと報道。
3月20日	日本検疫所でモニタリング検査開始
4月22日	違反発見により検査の対象を全届出に。
4月26日	検査数を2倍に強化(6月4日に4倍、6月14日に8倍に強化)
5月14日	中国政府に原因調査を要請(21日に再び要請)
5月20日	ディルドリンの基準違反発見。中国大使館に原因調査報告を要請。
6月1日	法違反に係る輸入者名の公表開始
6月4日	中国政府に対策が不十分なほうれん草の輸出自粛要請
6月9～14日	厚労省担当官を中国へ派遣
7月1日	来日した質検総局担当官に、厚生労働省より、違反が継続していることを伝え、善処を求め、試験方法、輸出前検査データ等の提出を求める。
7月9日	自民党より厚生労働大臣宛「中国産冷凍ほうれん草問題への対応に係る要請」
7月10日	輸入業者に輸入自粛指導

日付	動向
7月19日	衆議院厚生労働委員会「食品衛生法の改正」提案
7月22日	第1回局長級会議(北京)
7月31日	参議院本会議にて改正法案可決・成立
8月26日	検査命令の実施
9月7日	改正食品衛生法施行
9月27日	質検総局より厚生労働省へ書簡が到着
10月8～9日	局長級協議(東京)
2003年2月26日	輸入自粛解除
5月20日	自粛解除後に違反発見(2件)
5月29日	違反発見(3件目)
7月31日	違反発見(4件目)
11月4日	局長級協議(東京)
2004年2月12日	局長級協議(東京)
3月29～4月3日	現地調査実施
5月14日、29日	2件違反、1件違反
6月17日	輸入自粛一部解除(指定27工場のみ)
7月31日	1件違反
2005年8月10日	輸入自粛解除に18工場を追加

# 中国の食品安全関連行政組織

国家質量監督檢驗檢疫總局(質檢總局)

国家食品藥品監督管理局

国家工商行政管理總局、

衛生部、 農業部、 稅關總局、

公安部、 鐵道交通管理部、 環境局

# 中国国内の安全対策

# 中国の残留基準値設定農薬抜粋

## 検出不可

食用油 (アルジカルブ、ジクロルボス、ジメトエート、  
フェニトロチオン、マラチオン、ホレート)

西瓜・蔬菜 (パラチオン、ホレート、マラチオン)

## 低濃度規制

0.005ppm 甘藷・柑橘(カズサホス)

0.01ppm 食用油(フェンチオン)、牛乳・乳製品(リンデン)

中華人民共和国食品衛生法第9条より抜粋

# 無公害食品行動計画

国務院2001年4月制定、農業部4つの政策実施

- ①農産品質量安全法(2006. 11施行)を制定し、18農薬の禁止と9農薬の使用制限実施
- ②農産物の安全に関する監視・監督強化
- ③無公害食品生産支援と加工・流通への政策的支援
- ④北京市、天津市、上海市、深せん市で無公害食品生産支援を実施し周辺への拡大を図る

# 無公害食品白菜蔬菜 基準

## 農藥檢出指標

BHC	$\leq 0.2$	phoxim	$\leq 0.05$	carbendazim	$\leq 0.5$
DDT	$\leq 0.1$	dichlorvos	$\leq 0.2$	chlorothalonil	$\leq 1$
Malathion	ND	cypermethrin	$\leq 1$	As	$\leq 0.5$
Dimethoate	$\leq 1$	deltamethrin	$\leq 0.5$	Pb	$\leq 0.2$
Acephate	$\leq 0.2$	fenvalerate	$\leq 0.5$	Hg	$\leq 0.01$
Fenitrothion	$\leq 0.5$	cyhalothrin	$\leq 0.2$	Cd	$\leq 0.05$
Chlorpyrifos	$\leq 1$	pirimicarb	$\leq 1$	F	$\leq 0.5$
trichlorfon	$\leq 0.1$	chlorbenzuron	$\leq 3$	亞硝酸塩	$\leq 4$

**有機食品**

農業用化學物質不使用  
民間主体

**綠色食品**

農業用化學物質減使用  
民間主体

**無公害食品**

禁止化學物質不使用  
政府主導

# 高毒性有機リン農薬の三段階規制

(中華人民共和国農業部公告第322号 2004. 2.12)

人民の安全と健康、環境保全、市場競争力高揚等のため、高毒性5農薬（メタミドホス、パラチオン、パラチオンメチル、モノクロトホス、フォスファミドン）の農業上の使用を段階的に規制する。

2004年1月 製剤登録抹消

2005年1月 原体製造業社の保有する製剤の使用を綿花、水稲、とうもろこし、小麦の4作物に限定

2007年1月 使用を全面禁止（輸出用原体製造を除く）

# 中華人民共和國農產品質量安全法

## (農産物品質安全法)

中華人民共和國主席令第49号(2006年4月29日公布、11月1日施行)

### 第1章 総則

- ・農産品の**品質の安全、公衆の健康維持、農業・農村の経済の発展**のために本法を定め、農業部が主管する
- ・本法の農産品とは「**初級農産品**」であり、農作業により得られる植物、動物、微生物・微生物産物をさし、人の健康と安全を保障するために制定する

### 第2章 農産品質量安全標準

**強制的技術標準**(化学物質・毒物・微生物汚染等不適合品の販売禁止)

### 第3章 農産品産地

大気・水・土壌・廃棄物・薬物・資材等による**汚染指定地域の農産物生産禁止**

### 第4章 農産品生産 (農業資材関連**法規充実**・関連知識**教育指導強化**、**生産記録**等)

### 第5章 農産品包装・表示 (偽装表示禁止、生産者・産地・保障期間・等級等表示)

### 第6章 監督検査 (有害物質汚染・基準値違反品販売禁止、安全情報の公開等)

### 第7章 法律責任 (違法行為責任追及、販売免許停止、**罰金2千元～2万元**、

### 第8章 付則







# 対日輸出対策

# 日本のポジティブリスト制への対応

日中政府間意見交換/説明会 約10回実施(2003.5~2006.5)

民間説明会/研究会 (演者関与分のみ)

- **国外食品安全法規培訓班** (2005年12月20日)  
主催 中国商務部、国家質検総局  
共済 山東省外経貿庁、山東検験検疫局  
協力 青島誠誉食品安全研究開発有限公司
- **日本ポジティブリスト制に対応するための輸出企業向け  
残留農薬検査技術講習会** (2006年4月1・2日)  
主催 山東出入境検験検疫局
- **日本農薬残留新法規制『ポジティブリスト制度』対応及び  
農産品安全検測技術検討会** (2006年4月4日)  
主催 農業部蔬菜研究所 (北京)
- **中国農学会** (2006年11月1日)  
主催 中国農学会 (江西省南昌市)



# 対日主要蔬菜重点検査19項目

## 23種類の作物に1～6農薬を指定

アトラジン、ビフェントリン、クロルフェナピル、クロルピリホス、シフルフェナミド、シペルトリン、デルドリン、ジフェノコナゾール、デルタメトリン、エンドリン、フェンプロパトリン、フェンバレレート、フィプロニル、フルミオキサジン、フルシラゾール、ヘキシチアゾックス、メタミドホス、ピリメタニル、トリアゾホス

未熟エンドウとその加工品 6 農薬 : (クロルピリホス、シペルメトリン、ジフェノコナゾール、フェンバレレート、フルシラゾール)

ネギ 4 農薬 : (アトラジン、フェンプロパトリン、トリアゾホス、メタミドホス)

ハウレンソウとその加工品 3 農薬 : (クロルピリホス、デルドリン、エンドリン)

生姜 2 農薬 : (クロルピリホス、フルミオキサジン)

国質検函(2006)308号「日本肯定列表制度工作的緊急通知」より演者抜粋

# 日本向け茶葉重点検査10項目

名称	分類	LD50	基準値	定量下限
DDT	(虫)	113	0.2	0.01
Dichlorvos	(虫)	80	0.1	0.02
Dicofol	(虫)	1495	3	0.1
EPN	(虫)	36	0.01	0.01
Fenvalerate	(虫)	451	1	0.05
Iprobenfos	(菌)	790	0.01	0.01
Isocarbophos	(虫)	28	0.01	0.01
Triazophos	(虫)	82	0.05	0.02
Quinalphos	(虫)	55	0.1	0.02
S-421	(協力剤)		0.01	0.01

# 山東出入境検験検疫局(CIQ)の対応

China Entry-Exit Inspection and Quarantine

2006年1月27日付 CIQ(特急)通達58号 要旨

- ・日本のポジティブリスト及びEUの新制度に積極的に対応する。
  - ①国外の動きの背景、内容を理解し、その実態を把握する。
  - ②農産品輸出への影響を分析し冷静に対処する。
  
- ・以下について真摯に調査し報告すること
  - ①輸出主要品についての要求事項
  - ②中国企業の原料、副材料の検査状況
  - ③農薬、動物薬、添加物について使用・残留状況
  
- ・中国企業の自社管理体制とCIQの管理体制を向上させる
  - ①監督管理を強化し輸出企業の管理水準を上げる
  - ②中国企業の自社検査能力を向上させる
  - ③CIQ及び企業管理人の教育と、高水準の安全管理部隊の構築
  - ④計測技術水準を日本の技術に合わせる

# 農薬別農産食品違反事例

(中華人民共和国産29件 H18/6.1~11.30)

## 従来基準違反

**クロルピリホス** : メロン類、未成熟さやえんどう、乾燥きくらげ、茸加工品

## 新基準違反

**ビフェントリン** : 冷凍茸加工品、**トリアゾホス** : 半発酵茶、  
**ヘキサフルムロン** : しそ **メタミドホス** : 蕎麦、はと麦、イチゴ、乾燥きくらげ  
乾燥白きくらげ、その他野菜冷凍食品

## 一律基準値違反

**テブフノジエド** : ねぎ、乾燥ねぎ、冷凍野菜、**アセトクロル** : 大粒落花生、松茸  
**フェンプロパトリン** : しいたけ、スナッフエンドウ  
**フルシラゾール** : スナッフエンドウ、未熟さやえんどう  
**インドキサカルブ** : その他乾燥野菜、その他野菜再冷凍食品  
**ピリメタニル** : にんにくの茎、冷凍にんにくの茎  
**テブフェノジド** : 乾燥ねぎ、冷凍野菜、**BHC** : しょうが  
**イソプロカルブ** : 乾燥ねぎ、**ジフェノコナゾール** : スナッフエンドウ

従来基準値違反:14% 新基準値違反:31% 一律基準値違反:55%

# 平成18年度輸入食品監視指導結果抜粋

厚生労働省医薬食品局食品安全部平成19年7月より

- 残留農薬の国別品目別違反件数(蔬菜・果物・ハーブ・茶等)  
中国173件、エクアドル83件、ガーナ78件、台湾33件、タイ24件等
- 微生物規格の国別違反件数(冷凍食品・魚肉練製品等)  
中国115件、タイ62件、ベトナム42件、フィリピン15件等
- 添加物の国別違反件数(冷凍食品・加工食品・調味料等)  
中国105件、米国22件、インド15件、イタリア15件、タイ10件等
- 残留動物薬の国別違反件数(魚介類・蜂蜜関連・蓄肉・卵等)  
ベトナム113件、中国67件、インドネシア33件、台湾14件
- 有害・有毒物質の国別違反件数(穀類・香辛料・貝等)  
米国152件、中国45件、タイ9件、スリランカ6件、ベネゼラ6件等

# 主要国別違反率(平成18年)

国名	届出件数	検査件数	違反件数	違反率 <sup>(%)</sup>
中国	578,524	91,264	530	0.6
米国	196,858	18,172	239	1.0
ベトナム	41,494	9,001	147	1.2
タイ	122,043	17,527	120	0.6
台湾	29,270	5,893	50	0.7

平成18年度輸入食品監視統計より演者抜粋

# 中国の食品安全対策(2007年)

# 中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 1/5

3月1日

残留農薬等の検査方法36項目を国家標準として正式に使用開始

蔬菜・果物中の農薬等 500種

動物用医薬品 131種

生物毒素 7種



GC/MSやLC/MS/MSを用いた多成分一斉分析法

- ・ 国内における方法の統一化
- ・ 欧・米、日の検査における要求(検出限界)を満たす

# 中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 2/5

6月1日

国家質検総局『**輸出食品の検査済み標識貼付に関する告示**』発布

**2007年9月1日**から、出入境検験検疫機構の検査に合格した全ての食品に検査実施を示す標識(**CIQシール**)を付さなければならない。



**検査履歴のトレーサビリティの徹底化**

通関時、証書に不具合があったり検査済みの標識がない食品の輸出を禁止

# 中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 3/5

7月10日

農業部、衛生部、工商総局、質検総局、食品薬品監督局

『**国家食品薬品安全十一五規画**』の発表

- ・ 第11次5カ年計画に基づき、食品、薬品、外食衛生などの監視作業の増強
- ・ 5年後に食品検査率90%、食品安全重大事故処理率100%等を達成する

- ・ 食品安全モニタリングの増強
- ・ 食品安全検査水準の向上
- ・ 食品安全に関与する基準制定
- ・ 食品安全情報システムの設立
- ・ 食品安全評価システムの確立
- ・ 食品安全突発事故等対応体系樹立
- ・
- ・

# 中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 4/5

7月26日 中華人民共和国国務院令 第503号公布・施行

## 『食品等の生産物の安全監視管理強化に関する国務院特別規定』

生産経営者、監督管理部門、地方人民政府の責任を更に明確にし、各監督管理部門の連動性を高める

これまで法律による規定がなかったもの全てが本法の対象となる

- ・法律違反の原料等の使用を禁止
- ・検査報告書(あるいはそのコピー)がない商品の販売を禁止
- ・輸出用の商品は、輸出先(国あるいは地域)の基準を満たす必要
- ・違反した場合、利益・設備等を没収し、生産金額の10倍～20倍の罰金、免許取消、犯罪は刑事責任
- ・地方政府等が監視・管理を怠った場合主要責任者の降格・免職等

# 中国政府の食の安全に対する取り組み(2007年度) 5/5

10月31日

- 国務院常務委員会『中華人民共和国食品安全法』採択

12月26日

- 全国人民大会常務委員会『中華人民共和国食品安全法』審議

## 11項目の禁止事項

- ・禁止命令物質を含有する食品の製造販売
- ・病死、毒死、原因不明死した動物等の肉類・製品の製造販売
- ・非食品原料を用い、添加した食品の製造販売
- ・栄養成分が安全基準に合わない乳・幼児食品の製造販売
- ・腐敗、変質、異物混入等異常食品の製造販売
- ・病原菌、残留農薬、重金属等、人体に有害な物質が国家標準超過して含まれる食品の製造販売
- ・動物検疫検査を受けないか、不合格の肉類の製造販売
- ・偽物食品、表示ラベルの無い食品、汚染された包装材料等の製造販売

# 中国政府の輸出対応

- モニタリング検査の強化

20%のモニタリング実施⇒違反50%⇒再違反100%

- 相手国における違反情報により違反企業の輸出停止処分、企業名公表

- 検疫検査合格食品への検験検疫マーク（CIQマーク）の表示

# 日本の対応

医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長通知

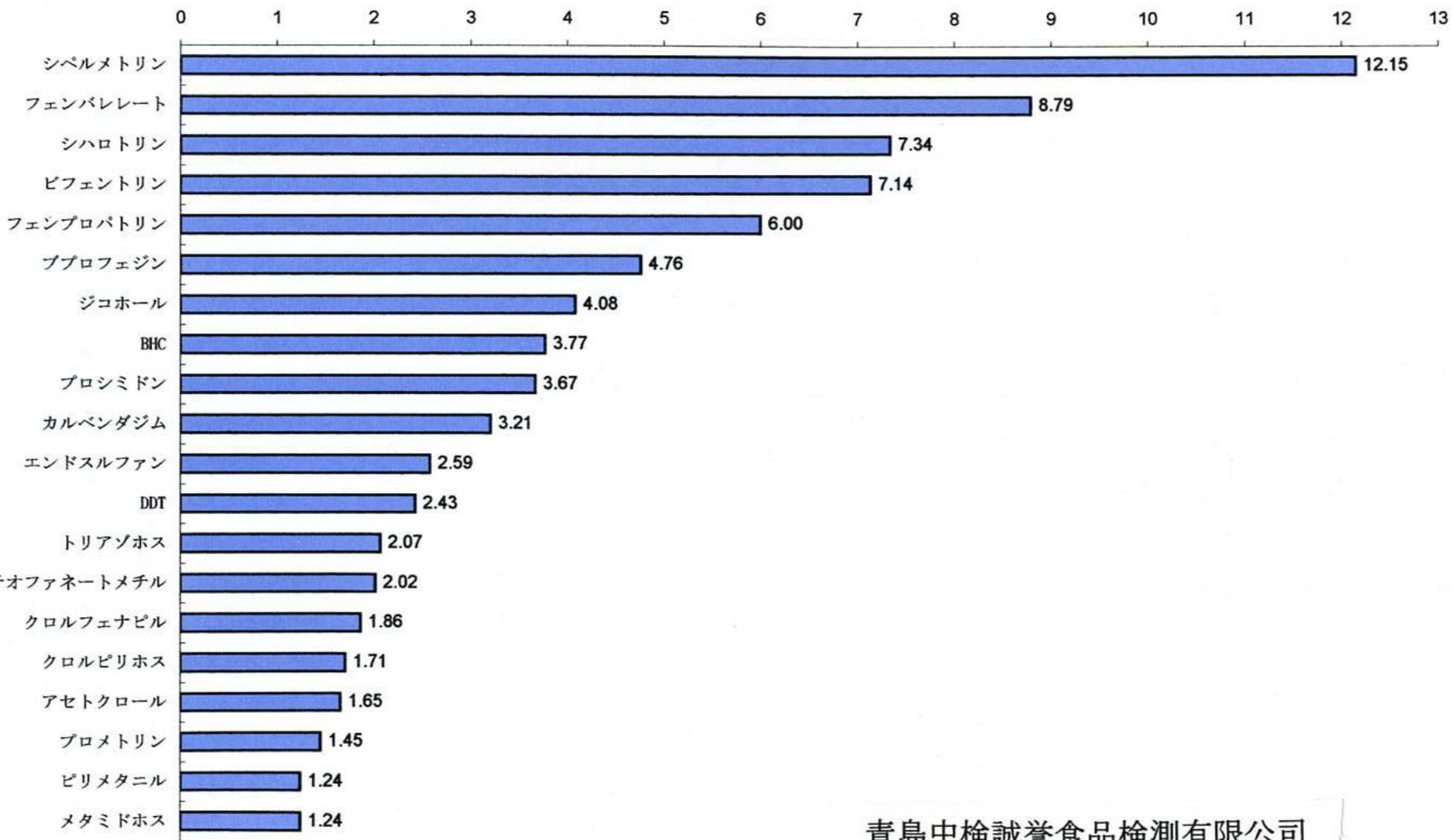
(食安輸発0823002号 平成19年8月23日)

- 中国政府の措置の有効性検証のため、違反事例について輸入業者から、輸出登録・輸出企業登記の有無、検査の結果、検験検疫マークの貼付の有無等を報告させる
- 輸出停止企業については、引き続き当該企業の全ての食品の輸入手続を保留する
- 検験検疫マーク貼付の有無にかかわらず、従来どおり、検査命令、モニタリング検査等を実施する。

(輸入時検査の取り扱いに変更しない)



# 検出農薬上位 20 種類 (2007年1月~12月)



# ま と め

- 1、 農産物貿易は日中双方の国益に関わる重要課題
- 2、 中国の消費者にも安全意識急伸（大都会を中心に）
- 3、 人民の啓蒙・教育に躍起（文革後の価値観の再転換）
- 4、 外圧の利用（ポジティブリスト・北京五輪・上海万博）
- 5、 諸制度・法令の整備（WTO加盟各国並みへ）
- 6、 共産党一党独裁（強い指導力と高い行動力）
- 7、 中国は急激に進化発展している（日本の数倍の速度？）
- 8、 日本農業の「守り」から「攻め」への転換急務（米・果物・長芋等）
- 9、 一部マスコミの煽り報道に要注意（お化け屋敷効果？）